


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例 東大和市における個人番号の利用等に関する条例 東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携により、地方税関係の照会を行うための本人同意様式や、児童の障害の状況を記載する欄を追加するなどの改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第1号様式(第3条関係)(表)において、同意欄を削除して、保護者・児童の個人番号欄及び児童に係る身体障害者手帳等の有無等を記入する欄を設ける。</p> <p>②第1号様式(第3条関係)(裏)において、保護者の状況を記載するのに当り、必要に応じて区分ごとに注意点を謳う。</p> <p>③第7号様式(第6条関係)(表)において、同意欄の文言整理を行う。</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>①学童保育所入所申請時の関係書類の添付の省略が可能となり、申請者の利便性が図られる。</p> <p>②身体障害者手帳の該当級などを記載してもらうことにより、対象児童の状態の把握が申請時に確認でき、円滑な受付事務が可能となる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。